

Financial Adviser

ファイナンシャル・アドバイザー

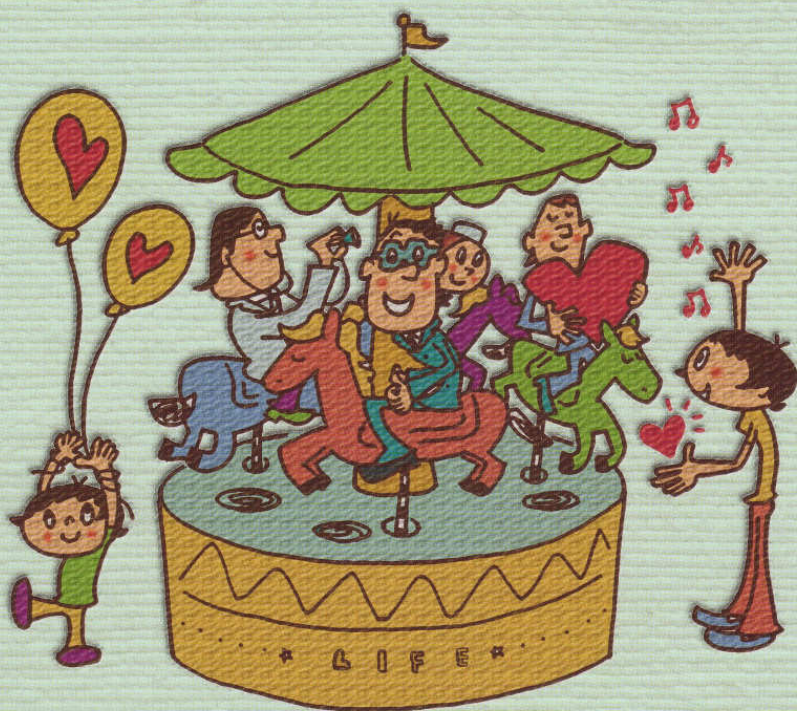
6 2008

好評連載

団塊世代への運用アドバイスABC
「資金の分類と配分比率の考え方」

経営者が自分でできる!! 助成金手続き
「中小企業定年引上げ等奨励金」

特集 お客様ニーズを踏まえた 医療保険の実践アドバイス



特別企画

いま求められる「住宅取得」のアドバイス

タックス博士の

1からはじめる

税金教室

●第3回のテーマ●
各所得の内容と
所得控除



◀タックス博士

落合会計事務所 落合孝裕

博士 こんにちは。今回でこの税金教室も3回目になりますね。お二人とも勉強したことは仕事で役に立っていますか？

大輔 はい、お客様と不動産所得について話が弾むようになりました。おかげ様で減価償却はもうパツチリですよ。本当にありがとうございます。

香織 私も、「青色申告特別控除」の要件をお客様にお話しして、喜ばれました。今日の勉強も楽しみです。

博士 今回は、前半で各種所得について前取り上げられなかったもののうち、代表的なものを勉強していきます。①株式の譲渡所得 ②配当所得 ③退職所得です。まず「株式の譲渡所得」から見ていきましょう。

大輔 博士、株の売買が好きなお客様って、株のことになると何であんなに話が長いんでしょうか？

博士 皆さん独自の理論があるようですが、思うように儲からないのが株式投資ですね。株式は、「上場株式」と「未上場株式」に分かれます。

香織 それぞれどういうものですか？

博士 まず、上場株式ですが、新開の株式欄に記載がありますよね。東証一部、東証二部、JASDAQ、マザーズなどの市場に属している会社のことです。一方、未上場株式とは、一般の中小企業をはじめ、上場していない会社の株式になります。

大輔 上場会社イコール大企業と考えていいのですか？

博士 一般的にそうなりますが、中には、サントリ、竹中工務店、大塚製薬など、日本を代表する優良企業でも、上場していないこともあるんですよ。上場すると、株価が上昇して株主が大きな利益を得たり、増資して市場から資金調達ができます。一方で、株主に会社の経営状況を細かく報告する義務があったり、株式が買い集められて会社が乗っ取られるおそれもあります。上場するかどうかは会社の経営判断ということですね。

香織 博士、上場株式の譲渡所得は、税率が安いのですよね。

図表1 上場株式の譲渡・配当税率

期間	区分	譲渡			配当		
		所得税	住民税	合計	所得税	住民税	合計
～平成20年	上限なし	7%	3%	10%	7%	3%	10%
平成21年～平成22年	500万円以下の部分	7%	3%	10%	7%	3%	10%
	500万円超の部分	15%	5%	20%	15%	5%	20%
平成23年～	上限なし	15%	5%	20%	15%	5%	20%

博士 そうです。上場株式の譲渡所得については、現状では所得税・住民税合わせて10%と低い税率になっています。しかも分離課税ですので、いくら儲かっても10%の一律の税金で済みます。

大輔 損をした場合は、どうなるのですか？

博士 上場株式を譲渡して損失が出た場合は、確定申告を行うこと

図表2 退職所得控除額

区分	退職控除となる金額
勤続年数20年以下の部分	1年当たり40万円 (最低80万円)
勤続年数20年超の部分	1年当たり70万円

図表3 退職所得にかかる税金の事例

勤続年数	35年
退職金	2000万円

- 退職所得控除=1850万円
- 勤続年数20年以下の部分…40万円×20年=800万円
勤続年数20年超の部分…70万円×15年=1050万円
- 差引き=退職金2000万円-退職控除1850万円=150万円
- 退職所得=150万円×1/2=75万円
- 所得税=75万円×5%=3万7500円
- 住民税=75万円×10%=7万5000円
- 税金の合計=11万2500円

により、その損失額を3年間繰り越すことができます。また上場株式は、証券会社に「特定口座」を開設して「源泉徴収あり」を選べば、儲かった場合の10%の税金を証券会社が控除して税務署に納税してくれますので、申告の手間がかからずにいいですよ。さて、一方の未上場株式ですが、こちらの方が税率は高くなっています。香織 中小企業は不利なんですね。

博士 残念ながらそうですね。譲渡所得に対する税率は一律20%と、上場株式に対して2倍になります。ところで、上場会社が10%と優遇されるのは、今年までの予定です。平成21年から平成22年にかけては、譲渡所得のうち、年間500万円までは10%、500万円を超える部分は20%となり、平成23年以降は一律20%の税率となる予定です(図表1)。

大輔 博士、株式の配当も同じ税率になると聞きましたが本当ですか？

博士 大輔君も最近は勉強してきますね。株式の配当については、

上場会社から受け取るものは、所得税分で7%の税率、未上場株式は20%の税率で源泉徴収されています。配当は総合課税されることになっていますが、上場会社の配当については、確定申告をしなくてもよい「申告不要」という制度があるため、多くの人は確定申告をしていません。また、平成21年以降は、大輔君の言うとおり譲渡所得と同じ税率となる予定です。

「雇用」はかなり崩壊していますけどね。

大輔 退職所得は総合課税となるのですか？

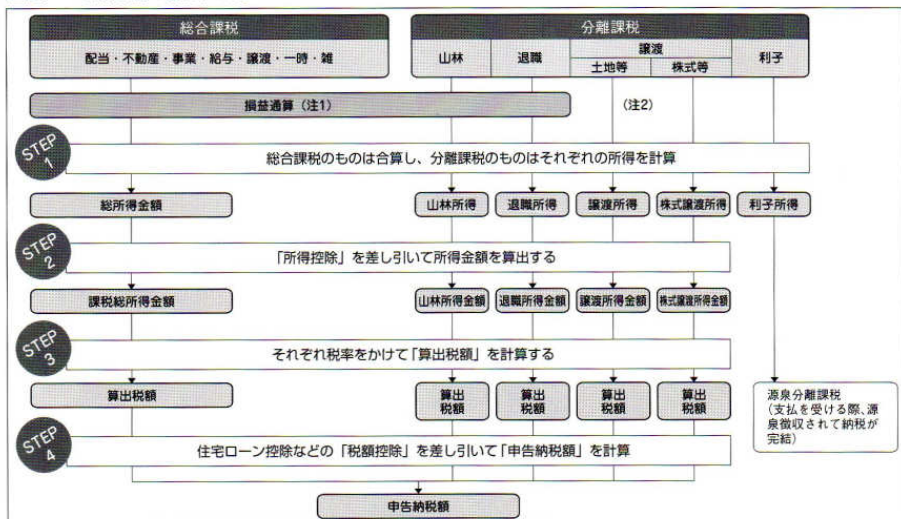
博士 いえ、給与所得や不動産所得とは別に分離課税として計算します。総合課税とされないため、この点でも優遇されていますね。さて、具体的に税金計算の方法ですが、まず、退職金の金額から「退職所得控除」という控除を計算して、これを差し引きます(図表2)。

大輔 もらった退職金がこれ以下なら税金はゼロですか？

博士 そうなります。でも税金を払ってでも、退職金をたくさんもらう方がいいですよ。説明を続けませんが、退職所得控除を差し引いた後の金額を2分の1にしします。この金額を、総合課税される所得金額と分離して計算します(図表3)。また、退職金に税金がかかる場合は、支払う会社側で、所得税と住民税を計算して天引いてくれますので、翌年確定申告をする必要はありません。ただし、他の所得が少ない人や、

退職金にかかる税金は会社側が天引きしてくれる。

図表4 所得税の計算の流れ



(注1) 不動産所得・事業所得・譲渡所得・山林所得の損失は、他の所得から控除（損益通算）することができる。ただし、不動産所得の一部の損失については、損益通算できない。

(注2) 土地等の譲渡については、損益通算ができない。ただし、一定の居住用財産の譲渡損失については、損益通算することができる。

「所得控除」の額が多い人は確定申告をすることによって、所得税が一部戻ってくる場合があります。最近では、会社の合併による人員削減や転職などで、20代、30代で退職金をもらう人も増えていましてね。

大輔 そうですよ。この計算も念のため覚えておこうと。

すべての所得控除が適用されるわけではない

博士 さて、前回と今回の勉強で、各種所得のうち、主なものを勉強しました。ここからは、次の「所得控除」について勉強していきます。

香織 第1回の勉強で知りましたが、随分たくさんありますね。

博士 もう一度、第1回で勉強した図表を見ましょう（図表4）。所得控除とは、「総所得金額」から差し引くことができるものです。

① 社会保険料控除、② 生命保険料控除、③ 地震保険料控除、④ 配偶者控除、⑤ 配偶者特別控除、⑥ 扶養控除、⑦ 寡婦控除、⑧ 障害者控除、⑨ 基礎

控除、⑩ 医療費控除、⑪ 寄付金控除、⑫ 雑損控除などがあります。

⑩⑫の三つの控除は、確定申告を行うことが条件で、年末調整では適用できません。

大輔 こんなたくさん控除を差し引くのは計算が大変ですね。

博士 すべての所得控除の適用があるわけではありませんよ。その人によって適用があるものだけを控除することになります。主な所得控除を順に説明しましょう。金額は所得税を前提にお話ししていきます。まず「社会保険料控除」からです。社会保険料控除は、サラリーマンの場合、給料やボーナスから差し引かれた「厚生年金」「健康保険」「雇用保険」の各保険料の金額になります。三つ合わせて年収の約12%にもなります。

大輔 博士、サラリーマンは大変ですよ。友達でフリーで働いているヤツなんか、国民年金の保険料払っていませんから。

博士 国民年金の未納率は、4割近くにもなっていますが、皆さん老後のことは考えていないんですね。ちなみに国民年金の保険料

1からはじめる税金教室

図表5 生命保険料控除

一般の生命保険料と、個人年金の生命保険料について、それぞれ計算し、その合計額が生命保険料控除になる（両方で合計10万円が上限）

年間の支払保険料の合計	控除額
2万5000円以下	支払金額
2万5000円を超え5万円以下	支払金額÷2+1万2500円
5万円を超え10万円以下	支払金額÷4+2万5000円
10万円超	5万円

博士 生命保険は、あまり大きな香織 私も昨年、生命保険に加入しました。

博士 生命保険は、年末調整や確定申告のときに、控除証明書の添付が必要になりました。さて、次は生命保険料控除です。生命保険料控除は、「一般」と「個人年金」に分けてそれぞれ控除額を計算します。一般は死亡したときに保険金が下りるもので、個人年金は将来、年金でもらえるものです。各控除の計算方法は図表5のようになっています。控除証明書を年末調整ないし確定申告で提出することが要件となっています。

博士 額を加入することもありませんよ。掛け捨ての「定期保険」でかまいませんから、加入することは良い心がけだと思います。また、平成19年より新たにできた「地震保険料控除」は、地震保険の保険料を支払った場合の控除で、年間保険料が5万円以下の場合、その支払額が、5万円を超える場合は、5万円が控除額になります。

博士 次は、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、この三つを見てみましょう。まず、「配偶者控除」です。

香織 専業主婦は、控除を二つ受け取れると聞いたことがありますか。

博士 以前は、配偶者を扶養している場合、配偶者控除と配偶者特別控除を二つ適用することができましたが、平成16年から、一方しか適用ができなくなりました。配偶者の合計所得が38万円以下であれば、配偶者控除の適用があり、控除額は38万円です。

大輔 合計所得って年収38万円以下のことですかあ。いくらもないんですね。

博士 大輔君、違いますよ！ 前回勉強したように、給与所得は最低でも65万円の給与所得控除がありますから、合計所得38万円以下とは、給与所得だけの人なら、年収103万円以下になります。復習をしっかりとっておきましょうね。また、不動産所得なら、不動産収入から必要経費と青色申告特別控除額を差し引いた金額が38万円以下かどうかになります。

大輔 はい、日々勉強ですね。

博士 さて、配偶者の合計所得が38万円を超える場合は、配偶者控除の適用はできませんが、所得に応じて「配偶者特別控除」の適用ができます。所得が増えることに控除額が5万円ずつ少なくなりますが、配偶者控除と同じような考え方が、「扶養控除」です。

香織 扶養控除は、お子さんなどで年収103万円以下の人のことですね。

博士 そうですね。正確には、生計を一にする配偶者以外の親族で、合計所得が38万円以下の人を扶養している場合です。お子さんが16歳〜22歳の一番お金がかかる

様々な所得控除がありますが、適用の条件や金額を押さえると同時に、税金計算の仕組みについて復習しておきましょう



世代は、25万円加算されて63万円と優遇されています。

大輔 でも僕らのように独身で、扶養家族がいないと、所得控除はあまりないことになりますね。

博士 まあそうですね。これまでの一般的なライフスタイルは、30歳前後に結婚して、その後子供が生まれて、マイホームを購入して、いずれ定年を迎えるといったもので、税制もそれに従っていますが、今は独身世帯の割合がかなり増え、転職も頻繁に行う人がよくいますので、ライフスタイルは画一的ではなくなってきました。いずれ所得控除の見直しも必要かもしれませんね。